

建設部

議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）

のうち、建設部の所管する部分について

それでは、議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、建設部の所管する部分につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、今回の人件費補正に係る給与改定の概要について、ご説明申し上げます。

今回の給与改定につきましては、令和6年の人事院勧告等に基づき、常勤職員及び会計年度任用職員の給与を改定しようとするものでございます。

資料「令和6年度大津市職員の給与改定について」に沿ってご説明を申し上げます。

まず、常勤職員の改定について説明いたします。

(1) の給料表の改定をご覧ください。

給料については、今回の人事院勧告による増額改定により、行政職給料適用者では、平均引上率としては、3.06%、平均引上額は、9,565円となります。他の給料表においては記載の通りであり、実

施時期は令和6年4月1日に遡及適用するものであります。

2 ページ目をお願いいたします。

(2) の期末・勤勉手当の改定についてであります。令和6年度は12月期に、一般職は期末手当・勤勉手当をそれぞれ0.05月、暫定再任用職員は、それぞれ0.025月引き上げるものであります。

3 ページ目をお願いいたします。

令和7年度における期末・勤勉手当については、令和6年度12月に引き上げた月数を、令和7年度6月及び12月に均等に配分して引上げを行います。

このため、一般職員の期末手当及び勤勉手当について、それぞれ0.025月ずつ引き上げし、暫定再任用職員は、それぞれ0.0125月ずつ引き上げるものです。

4 ページ目をお願いいたします。

(4) の給与改定率であります。給料の改定による地域手当のはねかえり分を含めた給与改定率は2.71%となり、給与改定額は10,388円となるものであります。

5 ページ目をお願いいたします。

(5) の給与改定に伴う会計別所要額であります。一般会計、特別会計、企業会計を合わせて、人事院勧告に伴う影響額が5億

4,300万円余りの所要額となるものであります。

6ページ目には、給料、地域手当、期末勤勉手当について、各会計別の影響額を記載しております。

7ページ目をお願いいたします。

次に会計年度任用職員の改定についてご説明します。

会計年度任用職員についても、人事院勧告等の内容を踏まえた改定を行うとともに、近年の賃金の上昇を踏まえ、特殊な専門的知識を必要とする業務等に従事するパートタイム会計年度任用職員の月額報酬の上限額について改正を行うものです。

(1)の給料表の改定ですが、会計年度任用職員についても、国の給料表に対応して同様の改定を行います。例としまして、行政職給料表の改定額は月額20,900円から26,300円となっております。

8ページ目をお願いいたします。

(2)の期末勤勉手当につきましては、常勤職員と同様の改定を行うものです。

9ページ目をお願いいたします。

(3)の月額報酬の上限額の改定は、近年の賃金の上昇を踏まえた対応であり、現状の月額564,500円から月額587,800円に引き上げるものです。

10 ページ目をお願いいたします。

(4) の影響額ですが、給料・報酬が 5 億 3,000 万円余り、期末勤勉手当が 1 億 8,600 万円余り、合計で 7 億 1,700 万円余りの増額となるものであります。

また、個別の職員に係る具体例として、事務補助の職員で、1 日 7 時間、週 5 日勤務である場合の初年度の給与について、改定前後の金額を記載しております。月額で約 2 万 1 千円、期末勤勉手当を含む年額では、約 37 万円の増額となります。

以上、給与改定の概要についての説明とさせていただきます。

次に、予算説明書の事項別明細書に基づき費目別にご説明いたします。

お手元の令和 7 年 2 月大津市予算関係議案に係る補正予算説明書の 32 ページ及び 33 ページをお開き願います。

32 ページからの 3 の歳出について、下段、款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費の補正額 17,394 千円の増額補正のうち、建設部の所管する部分につきましては、33 ページの説明欄 2 常勤職員給与費（48 人）の一部と説明欄 5 公共施設マネジメント推進費の 1,068 千円の増額でございます。

説明欄 2 常勤職員給与費（48 人）のうち、当部が所管しますのは

建築課施設支援室の4人であり、473千円を追加措置するものです。

説明欄5 公共施設マネジメント推進費につきましては、公共施設の維持管理に係る定期点検等の業務に従事させるため建築課に配置している会計年度任用職員（3人）の雇用経費を追加措置するものです。

次にページが少し飛びまして、54ページ及び55ページをお願いいたします。

54ページ中段、款8 土木費、項1 土木管理費のうち、目2 建築管理費の補正額7,896千円の増額補正につきましては、55ページ説明欄1及び2のとおり、ともに建築課に属するものでございます。

説明欄1は建築課の常勤職員給与費（27人）について、説明欄2は建築課の土地造成係に配置している会計年度任用職員（1人）の雇用経費について、それぞれ追加措置するものです。

同じく54ページ中段、目4 広域事業調整費の補正額354千円の増額補正につきましては、建設監理課広域事業室の常勤職員給与費（2人）を追加措置するものです。

次に、54ページ下段、項2 道路河川費のうち、目1 道路河川総務費の補正額30,689千円の増額補正につきましては、全て建設部に

属するもので、55 ページの説明欄 1 の常勤職員給与費（87 人）は、建設監理課ほか 4 所属の職員給与費であり、給料及び職員手当等を追加措置するものです。

55 ページの説明欄 2 土地地籍調査費は、土地地籍調査事業の推進のために路政課に配置している会計年度任用職員（1 人）の雇用経費を追加措置するものです。

説明欄 3 会計年度任用職員雇用経費は、建設部内の 5 所属に配置している会計年度任用職員（13 人）の雇用経費を追加措置するものです。

次に、56 ページ及び 57 ページをお願いいたします。

上段の目 2 道路橋りょう管理費の補正額 1,841 千円の増額は、道路法に基づく管理業務等に従事させるため、道路・河川管理課（2 人）及び路政課（3 人）に配置している会計年度任用職員の雇用経費を追加措置するものです。

次に、同じく 56 ページの中段、項 4 都市計画費、目 1 都市計画総務費の補正額 14,443 千円の増額補正のうち、建設部の所管する部分につきましては、57 ページの説明欄 1 常勤職員給与費（30 人）の一部でございます。

説明欄 1 常勤職員給与費（30 人）のうち、当部が所管しますのは

道路建設課の4人であり、1,381千円を追加措置するものです。

次に、目4自転車駐車場管理運営費の補正額399千円の増額は、放置自転車対策に従事させるため建設監理課に配置している会計年度任用職員（1人）の雇用経費を追加措置するものです。

以上をもちまして、議案第3号 令和6年度大津市一般会計補正予算（第10号）のうち、建設部の所管する部分につきましての説明とさせていただきます。

よろしくご審査のほど、お願い申し上げます。